

食安輸発0730第1号
平成25年7月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産ねぎ(わけぎを含む。))のアルジカルブ及びアルドキシカルブ並びに
ペルー産キノアのメタミドホス)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号(最終改正：平成
25年7月26日付け食安輸発0726第1号)により通知したところです。
今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食
品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすこと
から、上記通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者へ
の周知方よろしくお願いします。

記

1. 中国の項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品採取 の方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
ねぎ(わけ ぎを含む。) 及びその加 工品 (簡易な加 工に限る。)		アルジ カルブ 及びアル ドキシ カルブ	別表2の3 によること。	平成17年1月24 日付け食安発第 0124001号「食 品に残留する農 薬、飼料添加物 又は動物用医薬 品の成分である 物質の試験法に ついて」による こと。	基準値(0.01pp m)を超えるアル ジカルブ及び アルドキシカル ブが検出される おそれがあるた め。

を削除する。

2. ペルーの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
キノア及びその加工品（簡易な加工に限る。）		メタミドホス	別表2の3によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。

を削除する。